

# 第105回南あわじ市議会定例会議事日程（第5号）

令和3年9月27日（月）午前10時開議

## 第1 委員会調査報告

## 第2 議案第64号～議案第66号、議案第68号、議案第69号、議案第71号、議案第72号（7件一括上程）

- 議案第64号 令和3年度南あわじ市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第65号 南あわじ市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第66号 南あわじ市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第68号 兵庫県市町交通災害共済組合同約の一部変更について
- 議案第69号 過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議案第71号 兵庫県市町交通災害共済組合の解散について
- 議案第72号 兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について

## 第3 議案第67号、議案第70号、議案第73号、議案第74号（4件一括上程）

- 議案第67号 南あわじ市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例制定について
- 議案第70号 （普）堀岸川護岸整備工事（第1期）請負変更契約の締結について
- 議案第73号 損害賠償額の決定及び和解について
- 議案第74号 （普）堀岸川護岸整備工事（第2期）請負契約の締結について

## 第4 認定第1号～認定第12号（12件一括上程）

- 認定第1号 令和2年度南あわじ市一般会計決算の認定について
- 認定第2号 令和2年度南あわじ市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 認定第3号 令和2年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 認定第4号 令和2年度南あわじ市介護保険特別会計決算の認定について
- 認定第5号 令和2年度南あわじ市土地開発事業特別会計決算の認定について
- 認定第6号 令和2年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計決算の認定について
- 認定第7号 令和2年度南あわじ市国民宿舎事業特別会計決算の認定について

認定第8号 令和2年度南あわじ市広田財産区特別会計決算の認定について  
認定第9号 令和2年度南あわじ市福良財産区特別会計決算の認定について  
認定第10号 令和2年度南あわじ市北阿万財産区特別会計決算の認定について  
認定第11号 令和2年度南あわじ市沼島財産区特別会計決算の認定について  
認定第12号 令和2年度南あわじ市下水道事業会計決算の認定について

第5 発委第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

第6 議員派遣の申し出

第7 議会運営委員会、常任委員会の閉会中の継続調査の申し出

令和3年9月27日

南あわじ市議会  
議長 長船 吉博 様

議会広報広聴常任委員会  
委員長 北条 志津 子



## 委員会調査報告書

第98回南あわじ市議会臨時会において議会広報広聴常任委員の選任が行われて以後、閉会中に開催された所管事務調査の経過及び結果を会議規則第108条の規定により、別紙のとおり報告いたします。

# 調 査 概 要

## 1 調査事件

- (1) 議会広報誌に関する事項
- (2) 議会報告会に関する事項
- (3) 議会ホームページに関する事項
- (4) 議会ライブ配信、録画配信に関する事項
- (5) その他議会広報広聴活動に関する事項

## 2 調査の経過

令和2年11月19日、第98回南あわじ市議会臨時会において議会広報広聴常任委員の選任が行われ、以後、閉会中の所管事務調査申し出の承認を受け、9回にわたり委員会を開催した。

また、特色ある取り組み等を行っている関係団体への管外調査等を検討していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため自粛した。

### (1) 調査のため閉会中に開催した委員会

令和3年 1月6日・15日、4月7日・14日・27日、5月7日、  
7月7日・16日、8月18日

## 3 調査の結果

### (1) 広報活動

#### ○議会広報誌の発行

定例会等の報告として「議会だより」を第68号から第70号まで計3回発行し、これまでの研修で学んだことを活かし作成した。

- ① 表紙について、第69号では、伝統文化を掲載し南あわじ市の魅力を伝えた。第70号では、新型コロナウイルスワクチン接種訓練時の様子を掲載した。
- ② 一般質問のページをより見やすくするため、引き続き各議員の質問項目を一覧表にまとめ、掲載した。
- ③ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため市民インタビューを自粛したが、市民と交流する場として、引き続き写真の募集をし、応募のあった写真を「市民ギャラリー」として掲載した。

これからも「議会を身近にする」ために、これまでの研修で学んだことを活かし、より市民目線に立つことを重点に広報誌づくりに取り組んでいきたい。

#### ○定例会の傍聴アナウンス

1 2月定例会については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、傍聴アナウンスを中止した。3月定例会、6月定例会については、新型コロナウイルス感染症の影響が継続していたため、傍聴案内から、インターネットでの本会議ライブ配信のお知らせに内容を変更し、「議会をより身近にする、見える議会活動」の一環として定例会のお知らせをおこなった。

#### ○YouTubeでの動画配信

- ① YouTubeでの一般質問の動画配信について、今年度も市のホームページにYouTubeのURL、議会だよりにQRコードを掲載し、年間で延べ2,724回の再生回数を記録した。
- ② YouTubeでの本会議・委員会のライブ配信について、令和2年より、議会をより身近にする、見える議会活動の一環として、YouTubeでの本会議・委員会のライブ配信を開始しており、令和2年8月から延べ3,397回の再生回数を記録した。

### (2) 広聴活動

#### ○子ども議会

第7回子ども議会は、新型コロナウイルス感染防止対策を十分実施したうえで、市内各小学校の代表15名が子ども議員となり、市議会議員が答弁をおこなう形で実施した。

テーマを引き続き「まちづくりについてクラスで話し合おう」とすることで、幅広い提案や質問について議論することができた。

当日は子育て応援キャラクター「ゆめるん」と選挙啓発キャラクター「うずしお船長めいすいくん」が子ども議員の入場を出迎え、緊張感に包まれた会場を和ませた。また開会前に「うずしお船長めいすいくん」から選挙啓発のPRを行った。

今後もより多様な意見を聴くための環境づくりをおこなっていききたい。

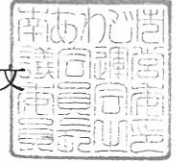
#### ○議会報告会

第12回議会報告会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、南あわじ市議会議場で「コロナ禍での南あわじ市民への影響について」をテーマに、各種団体代表者による状況報告と意見交換を実施した。意見交換会では、議会や市政に対する多くの要望や意見を頂いた。これらの意見や要望、アンケートの集計結果は報告書としてまとめ、全議員及び市長に送付した。

令和3年9月27日

南あわじ市議会  
議長 長 船 吉 博 様

議会運営委員会  
委員長 谷 口 博 文



## 委 員 会 調 査 報 告 書

第98回南あわじ市議会臨時会において議会運営委員の選任が行われて以後、開催された所掌事務調査の経過及び結果を会議規則第108条の規定により、別紙のとおり報告いたします。

# 調 査 概 要

## 1 調査事件

- (1) 議会運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

## 2 調査の経過

令和2年11月19日、第98回南あわじ市議会臨時会において議会運営委員の選任が行われ、以後、所掌事務調査申し出の承認を受け、11回にわたり委員会を開催し、議会運営に関する諸課題について調査を行った。

また、調査事項についての先進事例等を調査するための管外調査は、前年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため自粛した。

### (1) 調査のため閉会中に開催した委員会

令和2年 12月16日

令和3年 1月19日、2月8日、3月22日、3月26日、4月13日  
5月27日、6月23日、7月5日、7月16日、8月23日

## 3 調査の結果

### (1) 議会運営に関する事項

毎月定例的に委員会を開催し、本会議及び委員会の日程調整並びに議会運営についての協議を行った。その中で、議会の活動のあり方等について問題点をとらえ、円滑で効率的な運営を図るため意見調整を行った。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための委員会の運営について、決算審査特別委員会での説明員入替え制の導入実績を検証し、予算審査特別委員会への導入についても検討のうえ、対策を講じた。

さらに、ペーパーレス会議の導入に向けて、タブレットの仕様やルール等を決定するとともに、会議システムのデモンストレーションを実施して検討を重ねた。今後も引き続き、本格導入にあたって考慮すべき諸課題を整理していく。

### (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

南あわじ市議会会議規則について、女性をはじめとする多様な住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、出産、育児、介護等

を明文化する改正を行った。また、総務省自治行政局通知「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」を受け、行政手続における押印の義務づけを見直した。

さらに、地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の委任による専決処分事項の指定について、迅速な対応を行うことにより、円滑かつ能率的な行政運営を図ることが適当であることから、委員会発委によって条例を制定し、法律上市の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、市長が専決処分することができる事項として指定した。合わせて、地方自治法第180条第2項の専決処分における議会への報告の取り扱いについても協議して、今後の方針を決定した。

### (3) 議長の諮問に関する事項

大規模災害発生の非常時における議員としての行動基準、災害対策活動の支援及び議会の機能維持手順等を定めた南あわじ市議会業務継続計画（BCP）について、現行では、感染症発生時の業務継続体制及び行動基準がほとんど示されていないため、感染症対策の明確化を目的に計画の見直しを確認した。改正案については委員間で内容確認を行い、決定事項を議員協議会で報告したうえで確定させていく。

恒例となっている淡路地域正副議長会主催の淡路議会議員研修会は、令和3年7月28日に南あわじ市湊地区公民館にて開催され、神戸大学経済経営研究所教授の濱口申明氏による「人口減少時代の地域再生」についての講演に参加し、研修を受けた。



令和3年9月21日

南あわじ市議会議長 長 船 吉 博 様

総務文教常任委員会委員長 小 島



## 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第108条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案第64号	令和3年度南あわじ市一般会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第65号	南あわじ市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第66号	南あわじ市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第68号	兵庫県市町交通災害共済組合同規約の一部変更について	原案可決
議案第69号	過疎地域持続的発展計画の策定について	原案可決
議案第71号	兵庫県市町交通災害共済組合の解散について	原案可決
議案第72号	兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について	原案可決

令和3年9月22日

南あわじ市議会議長 長 船 吉 博 様

産業厚生常任委員会委員長 印 部 久 信



## 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第108条の規定により報告します。

### 記

議案番号	件名	結果
議案第67号	南あわじ市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例制定について	原案可決
議案第70号	(普) 堀岸川護岸整備工事(第1期) 請負変更契約の締結について	原案可決
議案第73号	損害賠償額の決定及び和解について	原案可決
議案第74号	(普) 堀岸川護岸整備工事(第2期) 請負契約の締結について	原案可決

令和3年9月16日

南あわじ市議会議長 長 船 吉 博 様

決算審査特別委員会委員長 原 口 育 大



## 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、会議規則第108条の規定により報告します。

### 記

議案番号	件名	結果
認定第1号	令和2年度南あわじ市一般会計決算の認定について	認定
認定第2号	令和2年度南あわじ市国民健康保険特別会計決算の認定について	認定
認定第3号	令和2年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	認定
認定第4号	令和2年度南あわじ市介護保険特別会計決算の認定について	認定
認定第5号	令和2年度南あわじ市土地開発事業特別会計決算の認定について	認定
認定第6号	令和2年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計決算の認定について	認定
認定第7号	令和2年度南あわじ市国民宿舎事業特別会計決算の認定について	認定
認定第8号	令和2年度南あわじ市広田財産区特別会計決算の認定について	認定
認定第9号	令和2年度南あわじ市福良財産区特別会計決算の認定について	認定

議案番号	件名	結果
認定第10号	令和2年度南あわじ市北阿万財産区特別会計決算の認定について	認定
認定第11号	令和2年度南あわじ市沼島財産区特別会計決算の認定について	認定
認定第12号	令和2年度南あわじ市下水道事業会計決算の認定について	認定

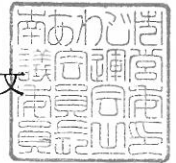
発委第4号

令和3年9月27日

南あわじ市議会議長 長 船 吉 博 様

提出者

議会運営委員会委員長 谷 口 博 文



コロナ禍による厳しい財政状況に対処し  
地方税財源の充実を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第13条  
第2項の規定により提出します。

## コロナ禍による厳しい財政状況に対処し 地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

### 記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月27日

兵庫県南あわじ市議会議長 長 船 吉 博

## 意見書提出先

衆議院議長	大島理森様 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1
参議院議長	山東昭子様 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1
内閣総理大臣	菅義偉様 〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
内閣官房長官	加藤勝信様 〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
総務大臣	武田良太様 〒100-8926 東京都千代田区霞ヶ関2-1-2
財務大臣	麻生太郎様 〒100-8940 東京都千代田区霞ヶ関3-1-1
経済産業大臣	梶山弘志様 〒100-8901 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1
経済再生担当大臣	西村康稔様 〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1



## 提出の理由

昨年からの新型コロナウイルス感染症のまん延により地域経済の低迷が続き、地方財政は令和4年度においても、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、社会保障関係経費など将来に向け増嵩する財政需要にも対応していく必要があります。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、地方税財源の充実確保が実現されるよう要望するため、関係機関に意見書を提出するものです。

# 議員派遣申出書

令和3年9月27日 定例会

次のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第162条の規定により議員を派遣する。

## 1 南あわじ市畜産共進会

- (1) 目的 畜産共進会
- (2) 派遣場所 文化体育館大駐車場
- (3) 期間 令和3年9月28日
- (4) 派遣議員 議長、産業厚生常任委員

## 2 南あわじ市戦没者追悼式

- (1) 目的 追悼式
- (2) 派遣場所 文化体育館
- (3) 期間 令和3年10月3日
- (4) 派遣議員 全議員

令和3年9月27日

南あわじ市議会

議長 長 船 吉 博 様

議会運営委員会

委員長 谷 口 博 文



## 閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第109条の規定により申し出ます。

### 記

#### 1. 事 件

- (1) 議会運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

令和3年9月27日

南あわじ市議会

議長 長船吉博 様

総務文教常任委員会

委員長 小島



## 閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第109条の規定により申し出ます。

### 記

#### 1. 事 件

- (1) 市の総合的企画、調整について
- (2) 行財政計画について
- (3) 市有財産の維持管理と財源の確保について
- (4) 情報化の推進について
- (5) 離島振興対策について
- (6) 国際交流及び友好市町の調査について
- (7) 人権施策について
- (8) 消防・防災対策の推進について
- (9) 教育の充実、文化・スポーツの振興と関係施設の整備について
- (10) 青少年の健全育成について
- (11) 選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会に関すること

令和3年9月27日

南あわじ市議会

議長 長船吉博 様

産業厚生常任委員会

委員長 印部久 信



## 閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第109条の規定により申し出ます。

### 記

#### 1. 事 件

- (1) 税の賦課徴収について
- (2) 生活環境の整備推進について
- (3) 福祉対策について
- (4) 介護保険と高齢化社会対策について
- (5) 医療体制と健康づくりの推進について
- (6) 商工業及び観光の振興について
- (7) 農業振興の推進について
- (8) 水産振興の推進について
- (9) 都市整備事業の推進について
- (10) 下水道事業の推進について
- (11) 農業委員会に関する事

令和3年9月27日

南あわじ市議会

議長 長船吉博様

議会広報広聴常任委員会

委員長 北条志津子



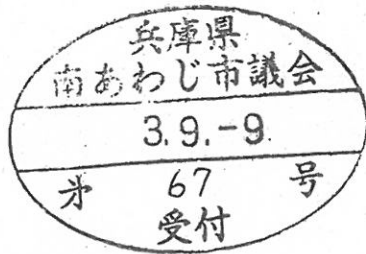
## 閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第109条の規定により申し出ます。

### 記

#### 1. 事 件

- (1) 議会広報誌に関する事項
- (2) 議会報告会に関する事項
- (3) 議会ホームページに関する事項
- (4) 議会ライブ配信、録画配信に関する事項
- (5) その他議会広報広聴活動に関する事項



南あ監査発第 23 - 2 号  
令和 3 年 9 月 9 日

南あわじ市議会議長 長 船 吉 博 様

南あわじ市代表監査委員 四 宮 章 博



南あわじ市職員措置請求に係る請求の要旨について (通知)

令和 3 年 9 月 8 日に南あわじ市職員措置請求書の提出を受けましたので、地方自治法第 242 条第 3 項の規定により、請求の要旨について別紙のとおり通知します。

## 南あわじ市職員措置請求の要旨

### 1 請求の要旨

#### 第1 請求の対象となる職員

南あわじ市長 守本憲弘

#### 第2 監査請求の対象となる行為

南あわじ市長が締結した下記契約（以下「本件契約」という）。

##### 記

- |            |                         |
|------------|-------------------------|
| (1) 契約日    | 令和3年7月16日               |
| (2) 契約の目的  | 新火葬場火葬炉設備工事             |
| (3) 契約の方法  | 指名型プロポーザル方式による随意契約      |
| (4) 契約金額   | 222,200,000円            |
| (5) 契約の相手方 | 株式会社宮本工業所<br>代表取締役 宮本芳樹 |

#### 第3 本件契約が違法である理由

##### 1 南あわじ市長は、令和3年7月16日に、本件契約を締結した。

本件契約は、地方自治法234条2項の随意契約の方法で締結されたものである。

地方自治法では、一般競争入札が原則であり、随意契約は例外として認められるものである。

本件契約は、地方自治法施行令167条の2第1項2号の「競争入札に適しないもの」に該当するとして随意契約により締結されたものである。

##### 2 上記随意契約についての地方自治法、同法施行令を受けて、南あわじ市契約規則21条本文は、「市長は、随意契約により契約を締結しようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。」と規定する。

##### 3 しかし、本件契約は、令和3年度の契約であるが、契約締結日の令和3年7月16日以前に2人以上の者から見積書は徴されておらず、一者入札として契約の相手方である株式会社宮本工業所と本件契約を締結したものである。

一者入札は、南あわじ市契約規則21条本文に違反するものであり、この本件契約の締結手続は、同契約規則21条本文違反として違法であり、本件契約は無効である。

##### 4 これに対し、南あわじ市長は、本件契約の適法性について次のとおり主張する。

すなわち、本件南あわじ市新火葬場火葬炉設備工事については、平成28年3月に指名型プロポーザルを実施し、同年3月22日に開催した南あわじ市新火葬場火葬炉設備工事に係るプロポーザル審査会において審査した結果、最優秀提案者として本件契約の相手方株式会社宮本工業所を特定しており、随意契約についての地方自治法、南あわじ市契約規則の規定に基づき同社を選任したものであり、適法である。

##### 5 しかし、この南あわじ市長の主張は、以下の点で誤っており、本件随意契約は違法



である。

- (1) 地方自治法 208 条 2 項は、会計年度独立の原則及び予算単年度主義を採用しているが、同法施行令 143 条は、歳出の会計年度所属区分を定め、地方公共団体の経費については、その支出負担行為をした日の属する年度としている（同条 1 項 5 号）。

したがって、契約については、契約が締結された日の属する年度が会計年度となる。

- (2) 本件契約は、令和 3 年度に締結されているのであるから、本件契約を随意契約で締結するために市長が徴する 2 人以上の者からの見積書の提出は、令和 3 年度になされなければならない（南あわじ市会計規則（注釈：契約規則の誤り）21 条本文）。

本件の見積書の提出は、指名型プロポーザル方式として実施されたのであるから、本件では、指名型プロポーザルは令和 3 年度に実施されなければならないものである。

しかるに、本件では、指名型プロポーザルは、令和 3 年度には実施されていない。

したがって、本件契約の締結は、南あわじ市契約規則 21 条本文に違反し、違法なものであるというべきである。

- (3) 南あわじ市長は、本件の指名型プロポーザルは、平成 28 年 3 月に行なわれ、株式会社宮本工業所と特定したものであって、随意契約について手続を定めた南あわじ市契約規則 21 条本文に違反するものではないと主張する。

しかし、前述したとおり、地方自治法の大原則である会計年度独立の原則、予算単年度主義からは、契約手続は契約が行なわれる年度に行なわれなければならないのであるから、契約締結の 5 年前の平成 28 年 3 月に行なわれた指名型プロポーザルを以て令和 3 年に随意契約の手続を行なったと主張することは、明らかに会計年度独立の原則、予算単年度主義に違反する違法な主張である。

本件契約は、会計年度独立の原則及び予算単年度主義に反し、南あわじ市契約規則 21 条本文に違反する違法な契約である。

- (4) また、平成 28 年 3 月に実施された本件指名型プロポーザルは、平成 27 年度の南あわじ市の新火葬場建設の予算なしに行なわれたものであるから、予算に基づかない随意契約手続であって、前記地方自治法施行令（注釈：地方自治法施行令の誤り）143 条 1 項 5 号に違反するものであり、随意契約締結のための見積書の徴収とはならないものである。南あわじ市契約規則 21 条本文に違反することは明らかである。

平成 27 年度に行なわれた指名型プロポーザルを以て、南あわじ市契約規則 21 条本文の手続を履践したと認めることはできないものである。

- (5) また、本件の指名型プロポーザルが行なわれたのは、本件契約が締結された 5 年前のことである。この 5 年間で火葬炉については技術革新が行なわれており、5 年前の技術を以て最優秀な技術ということはできず、また、技術革新により工事費も低減している可能性があり、平成 27 年度に行なわれた指名型プロポーザルで特定した株式会社宮本工業所の技術が令和 3 年度において最優秀提案者と認定することはできないものである。

令和3年度に随意契約を締結するのであれば、令和3年度に指名型プロポーザルを実施すべきである。

平成27年度に行なわれた指名型プロポーザルの最優秀提案者であるとして令和3年度に随意契約を締結することは、南あわじ市契約規則21条本文に違反し、地方自治法施行令167条の2第1項2号に違反するものであって違法である。

6 本件契約は、官製談合の疑いがあり、違法である。

理由は以下のとおりである。

- (1) 本件で、指名型プロポーザルが実施されたのは、平成28年3月である。しかし、前述したとおり南あわじ市は、平成27年度は新火葬場建設について予算措置を講じていない。

予算措置もないのに指名型プロポーザルを実施することは地方自治法の原則から有り得ないことであり、前南あわじ市長中田勝久が自分の任期中に株式会社宮本工業所と契約するために、予算措置もなしに指名型プロポーザルを実施したものである。

- (2) 本件指名型プロポーザルの実施要綱第13項の(2)詳細の⑤選考方法は、「プロポーザルに参加する者が1業者となった場合でも選考は実施します。」と規定する。

しかし、指名型競争入札においては、入札の公平性を担保するために一者入札は無効であると解されている。この指名型競争入札における一者入札無効の法理は、指名型プロポーザルにおいても適用されるべきであり、本件でプロポーザル実施要綱が「1業者となった場合でも選考を実施します。」と定めたことは、地方自治法の一者入札禁止の法理に反し違法である。

- (3) 平成3年7月2日（注釈；令和3年7月2日の誤り）に実施された本件入札の開札結果表によれば、見積書比較価格が202,000,000円であるところ、落札者株式会社宮本工業所の入札価格は202,000,000円であり、見積書比較価格と全く同額である。

入札において、見積書比較価格と入札価格が100%同額であることは社会通念上有り得ないことであり、見積書比較価格が事前に漏洩したとしか考えられないものである。

本件は、きわめて入札価格の事前漏洩が疑われる官製談合防止法に違反する違法な入札であるというべきである。

- (4) 平成28年3月に実施された指名型プロポーザルでは、株式会社宮本工業所の項目別工事見積書の価格は、165,000,000円であったところ、本件入札では202,000,000円と3700万と22.5%の上乗せとなっている。本来ならこの5年間の技術革新で工事価格は低下しているはずであるが、本件入札では22.5%の上乗せ価格で落札している。

このような工事価格の上乗せは、社会通念上有り得ないものであり、入札情報の事前漏洩、官製談合を強く疑わせるものである。

- (5) よって、本件入札は、官製談合の疑いが高く、入札の公平性の観点からも、違法

であるというべきである。

- 7 以上のとおり、本件随意契約は、地方自治法が定める大原則である会計年度独立の原則に違反し、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号、南あわじ市契約規則 21 条本文に違反する違法な契約である。

このような違法な契約に基づき南あわじ市の公金が支出されることは、南あわじ市に契約金額相当額の損害を与えるものである。

#### 第 4 監査委員に求める措置

監査委員は、南あわじ市長に対し、本件契約に基づく契約金の支出を差し止め、法令に基づき新火葬場火葬炉設備工事の契約締結手続を講ずるよう勧告されたい。

## 2 請求人

## 3 請求日

令和 3 年 9 月 8 日